

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、日本航空ユニオンから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和7年11月17日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する日本航空株式会社及び株式会社JALエンジニアリングの全職場（別記の都道府県）

3 要求事項

年末一時金等

令和7年11月5日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

北 海 道	青 森 県	岩 手 県
宮 城 県	秋 田 県	千 葉 県
東 京 都	新 潟 県	愛 知 県
大 阪 府	和 歌 山 県	島 根 県
岡 山 県	香 川 県	愛 媛 県
高 知 県	福 岡 県	長 崎 県

熊 本 県
沖 縄 県

宮 崎 県

鹿 児 島 県